

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第3条の規定に基づき公告します。

平成29年12月26日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 菊池 英亮

第1 競争入札に付する事項

1 入札物件

耳鼻いんこう科ユニット等一式の購入

2 入札物件の数量及び特質

耳鼻いんこう科ユニット等一式

その他入札説明書および入札仕様書によります。

3 納入期限

平成30年3月31日

4 納入場所

奈良県総合医療センター 指定場所

5 入札方法

入札は、運搬費、搬入費、据付費、配線等接続費、調整費、その他当該物件の設置に必要な経費、廃棄物処理費、操作等の説明又は教育に要する経費等の諸経費を含めた総額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 入札の日時及び場所

入札日時 平成30年1月17日（水） 午後3時

入札場所 奈良市平松一丁目30番1号

奈良県総合医療センター 2階 大会議室

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から7のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができません。

- 1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目：「E1（医療機器・用品）」で登録している者であること。
- 3 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- 4 公告日から本業務の入札の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 5 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- 6 この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
- 7 次に掲げる（ア）から（カ）のいずれの要件にも該当しないものであること。
 - （ア）役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である。
 - （イ）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - （ウ）役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - （オ）（ウ）及び（エ）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知らな
がら、当該者と契約を締結している。

第4 入札参加手続等

1 問い合わせ先及び契約担当課

〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部新センター開設推進課

電話番号（代表）0742-46-6001（内線2710）

電子メール sogo-junbi@nara-pho.jp

ホームページ <http://www.nara-hp.jp/>

2 入札説明書、入札仕様書等の交付

ア 交付期間 公告日から平成30年1月10日（水）午後4時まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターホームページ (<http://www.nara-hp.jp/>) の入札情報のページよりダウンロードしてください。

ウ 交付資料

- ・入札説明書
- ・入札仕様書
- ・入札参加申込書兼適合規格承認申請書【様式1】
- ・業務履行確認書【様式2】
- ・質疑書【様式3】
- ・入札書【様式4】
- ・委任状【様式5】
- ・契約保証金免除申請書【様式6】
- ・辞退届【様式7】
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書【様式8】
- ・貸与資料受領証【様式9】

3 関係図面の貸与

ア 受取期間 公告日～平成30年1月12日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記1問い合わせ先及び契約担当課に事前に電話にて連絡すること。

- イ 受取場所 上記1 問い合わせ先及び契約担当課に同じ
- ウ 貸与資料 新奈良県総合医療センター関係面図
- エ 留意事項 資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」【様式8】及び貸与資料受領証【様式9】に必要事項を記入・押印した上で、持参すること。なお、貸与資料は、平成30年1月17日（水）までに当センターまで返還すること。

第5 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
免除します。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書各号に該当する者であるときは契約保証金を免除します。
- 4 入札者に要求される事項
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加申込書兼適合規格承認申請書等を平成30年1月10日（水）午後4時までに提出しなければなりません。
(提出先)
〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号
地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター 新センター開設推進部新センター開設推進課
電話番号（代表）0742-46-6001（内線2710）
なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県総合医療センターから提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
 - (2) (1)により提出された入札参加申込書兼適合規格承認申請書等に基づく適合規格の適否については、平成30年1月11日（木）に電子メールにより通知予定です。
 - (3) (2)の適合規格の承認を受けた者を入札参加者とします。適合規格の適否の確認ができない場合は、この入札に参加することができません。
 - (4) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(ア) 落札者の役員等が暴力団員であるとき。

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(キ) この契約に係る下請契約等に当たって、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(カ) に該当する場合を除きます。）において、当センターが当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(ア) から(キ) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがありま

す。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び入札仕様書によります。